

堺資循第 304 号
令和 6 年 6 月 7 日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺市環境局
環境事業部長

堺市ごみ減量化推進員設置要綱の改正について（報告）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は廃棄物行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ごみ減量化推進員については、各校区代表者様よりご推薦いただいておりますが、推進員選任時の負担軽減のため、堺市ごみ減量化推進員設置要綱について、令和 6 年 6 月 1 日より下記のとおり改正となる旨をご報告させていただきます。

記

1. 配付資料

(新) 堺市ごみ減量化推進員設置要綱

2. 主な改正点

- ・推進員の定数について「単位自治会ごとに原則として 1 人」を「原則として校区ごとに 1 名以上」に変更
- ・校区幹事については選任不要
- ・文言等の整備

以上

【問合せ先】堺市環境局 環境事業部 資源循環推進課
(担当：岩田・山崎)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL：(072) 228-7479 (直通)

FAX：(072) 228-7063

e-mail：shijyun@city.sakai.lg.jp